

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

1 趣旨

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）の一部施行に伴う内閣府令等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和7年8月29日（金）から同年9月27日（土）まで（30日間）

3 改正案の概要

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案

改正法により、風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、風俗営業の許可を受けようとする者が許可申請書に添付しなければならない書類を追加するなどの改正を行うもの。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正

○ 改正法による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「新法」という。）第4条第1項第7号イからハマまでに掲げる、風俗営業の許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者に係る規定

○ 新法第4条第1項第8号ロに規定する聴聞決定予定日の通知に係る規定を追加するほか、所要の改正を行うもの。

イ 風俗環境浄化協会等に関する規則の一部改正

改正法により風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、新法第4条第1項を引用している規定について所要の改正を行うもの。

ウ 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部改正

改正法により風俗営業の許可に係る不許可事由が追加されたことに伴い、新法第4条第1項を引用している規定について所要の改正を行うもの。

4 施行期日

改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年11月28日）